

新型コロナワクチン情報

接種を希望する人は 早めのご予約を!

10月25日現在、新型コロナワクチン接種の1回目の接種を終えた人の割合は73・2%となり、市内の接種率が約7割を超えています。



希望される人は、お早めに予約をお願いします(予約方法などは、市ホームページをご覧ください)。

今後は、国からのワクチン供給が著しく減少することや本市のワクチン接種の進捗状況を考慮し、11月以降の接種体制の規模を順次縮小します。

※今年度、新たに12歳になる人のワクチン接種については引き続き実施します。11月までに1回目のワクチン接種が困難な人は、市コールセンターへ問い合わせてください。

若い世代を対象とした 集団接種会場を 開設します!

ワクチンが未接種の若年層を対象に、次の日程で集団接種会場を開設します。

- ※接種に使用するワクチンはファイザー社製です。
- ▶対象者 12歳~29歳の人
- ▶接種場所 ①母子健康センター ②八幡第二幼稚園(くすのき小学校東側)

※八幡第二幼稚園は駐車場に限りがあります。お近くの方はできる限り徒歩などでお越しください。

- ▶1回目の接種日 ①11月6日(土)午後2時~6時30分 ②11月13日(土)午後2時~5時30分
- ※予約は11月1日(月)午前9時30分からコールセンターにて受け付けします。詳しくは、広報に折り込みのチラシや市ホームページをご覧ください。

●今年度中に12歳になる人のワクチン接種について誕生月の翌月初めにワクチン接種に必要な接種券などを送付します。同封する協力医療機関のリストから接種希望の医療機関へ直接予約してください。

☎八幡市新型コロナワクチンコールセンター (☎0570-056-786)
毎日午前9時30分~午後4時30分

やわたスマートウェルネスシティ推進協議会 市民委員を募集します

市民が意識せずとも健康(健やかで幸せ)に暮らすことが出来るまちの構築に向けて考えや取り組みをまとめた「やわたスマートウェルネスシティ計画」を平成30年3月に策定し、取り組みを進めて

この度、計画の更新や健康まちづくりの推進について議論する協議会で意見や提言をいただく市民委員を募集します。

- ▼対象 満18歳以上満75歳未満の市内在住の人
- ▼任期 12月1日~令和5年3月31日

※会議は平日昼間に年3~4回程度の開催を予定。
▼募集人数 若干名
▼報酬 1回あたり6600円
▼応募方法 「八幡市を健康なまちとしていくために必要なこと」をテーマとした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、11月19日(金)までに郵送(〒614-8501 市役所健康推進課へ住所不要)または持参。
※当日消印有効。
※選考方法は書類選考で、結果は全員に通知します。また、提出いただいた応募書類は返却できません。なお、市が設置しているほかの審議会等の市民公募委員に委嘱されている人は対象外です。

第6回まち・ひと・しごと 創生検討懇談会を開催

八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理にあたり、意見をいただく第三者機関としてまち・ひと・しごと創生検討懇談会を設置しています。

6回目となる当懇談会では、令和2年度の実績等について報告後、各委員からの意見をいただき、効果検証を実施します。出された意見は、今後の地方創生にかかる取組方針への反映を検討することとしています。

ついては、次のとおり開催しますので、傍聴希望の方はお越しください。

- ▶日時 11月24日(水)午前10時~
 - ▶場所 分庁舎2階会議室A
 - ▶傍聴方法 当日の午前9時40分~9時50分に会場入り口にて受け付け
 - ▶定員 5名(先着順)
- ※コロナ禍の影響により、開催方法が変更となる場合があります。

☎政策推進課 (☎983-1014)

水道料金を1期(2カ月)分減免します



☎経営課 (☎983-5216)

新型コロナウイルス感染症に関する支援策として、住民生活および経済活動の支援のため、普通用給水契約者の水道基本料金を1期(2カ月)分減免します。なお、減免にかかる申請は不要です。

減免額
1期(2カ月)あたり1738円(税込)

減免対象期間
▼奇数月検針の地区
11月検針分
(9月~10月使用分)
▼偶数月検針の地区
12月検針分
(10月~11月使用分)

※基本料金を超えた分およびメーター使用料、下水道使用料は対象外です。
※減免期間中に水道の使用を開始または中止した場合は、使用期間分について減免します。

※集合住宅等にお住まいの人で管理会社等へ水道料金を支払っている人は、管理会社等へ確認してください。

11月1日(月)から 八幡おうえん飲食券が使えます



☎商工観光課 (☎983-2853)

●配偶者からの暴力等を理由に八幡市に避難されている人へ令和3年8月20日時点で事情により住民票を移すことができなかった人は、商工観光課までお問い合わせください。



取扱店にはこのポスターが掲出されています。

10月に世帯人数1人につき2千円分(500円券×4枚綴)の飲食券を世帯主宛にまとめて配付しました。飲食券が届いていない場合は商工観光課へお問い合わせください。

飲食券と同封の取扱店舗一覧表には、持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)が可能な店舗情報も掲載していますので、ご覧ください。

※取扱店は現在も募集中です。最新の取扱店の情報は市ホームページをご覧ください。

▼使用期間 11月1日(月)~令和4年2月28日(月)

▼配付対象 令和3年8月20日時点で本市に住所がある人

市民課からのお知らせ

登録型本人通知制度を実施しています

住民票や戸籍謄本を代理人や第三者に交付した場合、その事実を本人に通知する制度です。利用するには事前の登録が必要です(郵送による申込可)。

申請に必要な書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



マイナンバーカードの受け取りについて

マイナンバーカードの交付申請後、2カ月程度で交付通知書(ハガキ)がご自宅に届きますので、到着後、お電話または市ホームページで受け取りの予約を行い、市民課窓口へお越しください。

平日の市役所開庁時間に来庁できない場合は、休日交付窓口をご利用



ください。

※休日交付窓口の開設日程、必要書類の詳細は市ホームページをご覧ください。

※ハガキを紛失、または3カ月以上経ってもハガキが来ない場合は、市民課へ連絡してください。

☎市民課 (☎0570-078-614)

▶マイナポイントの手続き期限を12月末まで延長
今年の4月末までにマイナンバー

カードを申請または取得した人は、12月末までにマイナポイントの申請とキャッシュレス決済(チャージまたは購入)をすると、利用金額の25パーセント(最大5千円分)のポイントがもらえます。詳細は、こちらのQRコードからご確認ください。

☎マイナポイント事業に関すること=マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)、市民課(☎0570-078-614)